

# 第2部 総務関係

## 1 岩手県立水沢農業高等学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は、岩手県立水沢農業高等学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

(目的)

第2条 本会は、学校と家庭及び社会との連携を密にし、本校教育の振興することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、在校生の保護者と本校教職員および本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 学校と家庭及び社会との連携に関すること
- 2 生徒及び会員の研修に関すること
- 3 会員の福利厚生並びに慶弔に関すること
- 4 教育の環境整備に関すること
- 5 その他本会の目的を達成するに必要な事業

(役員)

第5条 本会は次の役職員をおき、その任期を1年とする。ただし、再選をさまたげない。

- |               |    |       |     |       |        |
|---------------|----|-------|-----|-------|--------|
| 1 会長          | 1名 | 2 副会長 | 4名  | 3 評議員 | 各クラス3名 |
| 4 監査          | 3名 | 5 顧問  | 若干名 |       |        |
| 6 事務局(幹事長:副校長 |    | 事務局長  | 1名  | 事務局員  | 若干名)   |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監査は総会において選出する。

- 1 副会長は各学年より1名と校長1名の計4名をもってこれにあてる。
- 2 監査は、各学年1名計3名を選出する。
- 3 評議員は、各クラスから3名選出する。(1名は、母親委員とする。)
- 4 事務局は、総務課職員があたり本会の庶務・会計をつかさどる。

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱するものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を総括し、総会ならびに役員会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある場合はその代理をする。
- 3 監査は、会務及び経理を監査する。
- 4 評議員は、総会の議案及び事業の推進に必要な事項を審議する。また、学年経費等の監査を行う。

( 会 議 )

第 9 条 本会は、第 2 条の目的を遂行するために、次の会議を開くことができる。

- 1 定期総会 2 臨時総会 3 役員会 4 監査会

第 10 条 総会は、本会の最高議決機関である。会長が毎年度始めにこれを招集する。なお、総会議長は会長が行う。会長が不在の場合は、副会長が行う。

第 11 条 総会は、次の事項について審議決定する。

- 1 事業計画 2 会務の報告 3 予算・決算の承認 4 役員を選任  
5 会則の改廃 6 その他必要と認められた事項

( 臨時総会 )

第 12 条 会長は、必要と認めた場合は、臨時総会を招集することができる。

( 役員会 )

第 13 条 役員会は、総会に次ぐ審議機関で、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議する。

- 1 総会で議決された事項  
2 その他、本会運営に関する事項

( 監査会 )

第 14 条 監査会は、毎年度末に会長が招集し、会務・会計を監査する。なお、必要と認められた場合は、随時その任務を遂行する。

( 委員会 )

第 15 条 委員会は、評議員及び教職員若干名をもって組織し、下記の事業を実施する。会長がこれを招集する。なお、母親委員は他の委員と兼務できる。

総務委員会.....総会及び学年 P T A、会報の発刊等について企画立案。

母親委員会.....母親としての資質向上のため、校内講座の企画立案。

各種研修への参加。

健全育成委員会...会員の研修旅行・環境整備及び街頭補導等について企画立案。

( 会 計 )

第 16 条 本会の会計は、入会金及び年会費をもってあてる。

( 経 費 )

第 17 条 会計業務は、あらかじめ決裁を委任されている副会長（校長）の専決を得て処理する。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 附 則 1 本会則は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。  
2 本会則は、昭和 60 年 5 月 21 日一部改正する。  
3 本会則は、平成 2 年 4 月 24 日一部改正する。  
4 本会則は、平成 11 年 4 月 1 日全面改正する。  
5 本会則は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正する。  
6 本会則は、平成 20 年 4 月 1 日一部改正する。  
7 本会則は、平成 21 年 4 月 27 日一部改正する。  
8 本会則は、平成 23 年 5 月 27 日一部改正する。

- 9 本会則は、平成 24 年 4 月 1 日一部改正する。
- 10 本会則は、平成 29 年 8 月 22 日一部改正する。